

# 感染症の予防及びまん延の防止のための指針

有限会社まちかど

デイサービスセンター日和  
デイサービスセンターまちかど  
ヘルパーステーションまちかど  
ケアプランセンターまちかど

施設・事業所（以下、事業所という）は、利用者の健康と安全を守るための支援が求められている。利用者の安全管理の観点から感染対策は、きわめて重要であり、利用者の安全確保は事業所の責務であることから、感染を未然に防止し、発生した場合、感染症が拡大しないように速やかに対応する体制を構築することが必要である。この指針は、感染予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応など、事業所における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い支援の提供を図ることを目的とする。

## 1. 感染症の予防及びまん延防止のための基本的な考え方

事業所においては、感染症に対する抵抗力が低い高齢者や障がい者が利用することで感染が広がりやすく、症状が悪化しやすい傾向があるため、利用者、その家族、および職員の安全を確保するための対策を講じ、適切な体制を整備する。

## 2. 感染症の予防及びまん延の防止のための体制

### (1) 感染対策委員会の設置

① 設置の目的 事業所内での感染症を未然に防止するとともに発生時の対策を検討する。

### ② 感染対策委員会の構成メンバー

代表取締役 　：与古光雄一郎

専　　　　　務 　：与古光真記

統括管理者 　　：与古光豪

各事業所管理者 　：デイサービスセンターまちかど管理者

　　　　　　　　　：ヘルパーステーションまちかど管理者

　　　　　　　　　：ケアプランセンターまちかど管理者

### ③ 感染対策委員会の開催

おおむね6ヶ月に1回以上幹部ミーティングの際に時間を設け、感染対策を議題としてあげ、定期的に開催する。また、感染症が流行している時期は必要に応じて随時開催することとする。

#### ④ 感染対策委員会の役割

- A) 事業所内感染対策の立案
- B) 感染症発生時の対応の検討
- C) 情報の収集、整理、全職員への周知
- D) 各管理者を通じて事業所内感染対策に関する職員へのマニュアル研修・訓練等の実施

### 3. 平時の対策

利用者や職員を感染から守るための基本的な予防方法である「標準予防策（スタンダード プリコーション）」を徹底する。標準予防策とは、血液や体液、分泌物、排泄物、傷のある皮膚や粘膜など、感染性微生物が含まれている可能性があるという原則に基づいて行われる、感染拡大のリスクを軽減するための標準的な予防策である。

#### 【標準予防策の主な内容】

- A) 手指消毒（手洗い、手指消毒）
- B) 個人防護具（手袋、マスク、ガウン、ゴーグルもしくはフェイスシールドなど）の使用
- C) 呼吸器衛生（咳エチケット）
- D) 環境整備（整理整頓、清掃、感染性廃棄物の処理）

### 4. 発生時の対応

(1)事業所内で感染症が発生した場合は、発生状況を正しく把握し、必要に応じて医療機関や保健所、関係機関への連絡を行うとともに、消毒や感染経路の遮断に努める。事業所はその内容及び対応について全職員に周知する。

(2)感染症またはそれが疑われる状況が発生した際には、利用者の状態や実施した措置などを記録する。

(3)感染拡大の防止について、行政・保健所からの指示に従い、協議する。

(4)サービス事業所や関連機関と情報を共有、連携して感染拡大を抑制する。また、情報を外部に提供する際や事業所として公表する際には、情報の漏洩や個人情報の取り扱いに十分な注意を払う。

### 5. 感染症対策マニュアル等の整備と活用

(1)各事業所において、感染症対策マニュアルを整備するとともにマニュアルに沿った感染対策に努める。

(2)マニュアルを定期的に見直し、最新情報を掲載する。

(3)「介護現場における感染対策の手引き（厚生労働省）」を踏まえ、感染対策に常に努める。

### 6. 本指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、利用者・家族や関係機関により希望があった場合にはすぐに閲覧できるようにしておくとともに、ホームページで公表する。